

# DC拠出限度額の見直しについて (確定拠出年金法施行令の改正)

《 2024 (令和6) 年12月1日施行 》

本資料は、2021年9月1日に公布された「確定拠出年金法施行令」の改正内容等に基づき、DC拠出限度額の見直しに関するポイントをまとめたものです。

本資料においては以下の略称を用いております。

DC : 確定拠出年金 (Defined Contribution)  
DB : 確定給付企業年金 (Defined Benefit)

2021年9月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。  
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らが判断ください。

- 確定給付型の企業年金（DB・厚生年金基金など）を併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額（月額5.5万円）の一律半額（月額2.75万円）とされています。
- つまり、現行は全てのDBの掛金額を「一律に」評価していることとなりますが、多くのDBの掛金の実態はこの水準（月額2.75万円）より低くなっています。
- そこで、「DBごと」の掛金水準を反映する方法として、以下のような見直しが行われます。

## 【企業型DCの拠出限度額（見直し内容）】

$$\text{企業型DCの拠出限度額} = \text{月額5.5万円} - \text{DBの他制度掛金相当額}（※）$$

- ➡ DBを実施していなければ、DBの他制度掛金相当額は0円（企業型DCで5.5万円まで拠出可）。
- ➡ DBの他制度掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、企業型DC拠出は不可（DBについては、現行と同様、拠出限度額はなし）。

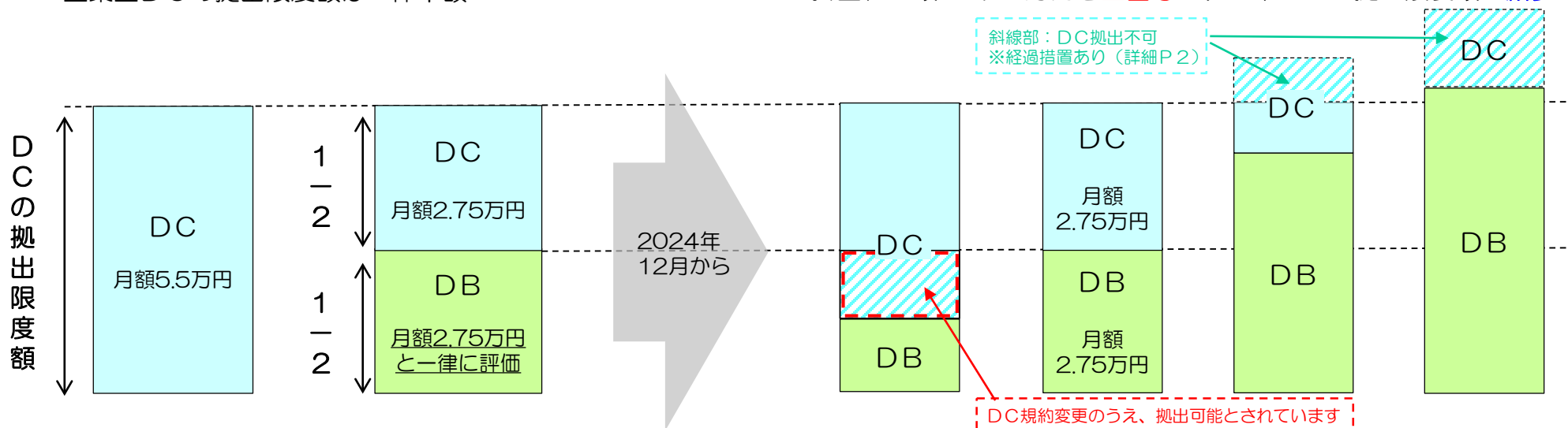
※パブコメ前の厚生労働省資料等では「DB（ごとの）掛金相当額」「DB仮想掛金額」等と表現されていたもの。

### 【現行】

DBの水準にかかわらず、  
企業型DCの拠出限度額は一律半額

### 【見直し後】

DB掛金相当額が2.75万円を**下回る**と、企業型DC拠出限度額が**増加**  
DB掛金相当額が2.75万円を**上回る**と、企業型DC拠出限度額が**減少**



- 施行日（2024年12月）時点で、企業型DCとDBを併せて実施している事業主については、  
「月額5.5万円から、DBの掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出ができるものとされます（経過措置）。
- ただし、経過措置の適用を受けている事業主が、施行日以降に「企業型DC規約の掛金、又はDB規約の給付設計の見直し」を行った場合には、経過措置の適用が終了とされます。

企業年金の実施状況	新ルール／経過措置 の適用
<b>【事業主A】</b> 企業型DC・DB併用 施行日以降に 制度変更なし	施行日（2024/12/1） 事業主の名称・住所の変更、事務委託先の金融機関の変更、実施事業所の追加等が生じても、引き続き経過措置を適用 経過措置適用
<b>【事業主B】</b> 企業型DC・DB併用 施行日以降に 制度変更あり	施行日 制度変更日 経過措置適用 → 経過措置適用終了 → 新ルール適用
<b>【事業主C】</b> 企業型DCのみ実施 施行日以降に DBを新設	施行日 DB新設日 経過措置適用 → 新ルール適用
<b>【事業主D】</b> DBのみ実施 施行日以降に DCを新設	施行日 企業型DC新設日 経過措置適用 → 新ルール適用

新しい  
企業型DCの  
拠出限度額

= 月額5.5万円  
- DBの掛金相当額

**【経過措置適用終了の対象となる「制度変更」】**

- ・企業型DCについて、規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法（DC法第3条第3項第7号）の見直しを行った場合等。
- ・DBについて、規約事項のうち、給付設計の変更であって、かつ再計算を伴う見直しを行った場合等。  
 （詳細は別途、省令等で定める予定とされています。）

○企業型DC・DB加入者のiDeCoへの拠出限度額について、以下のように見直しが行われます。

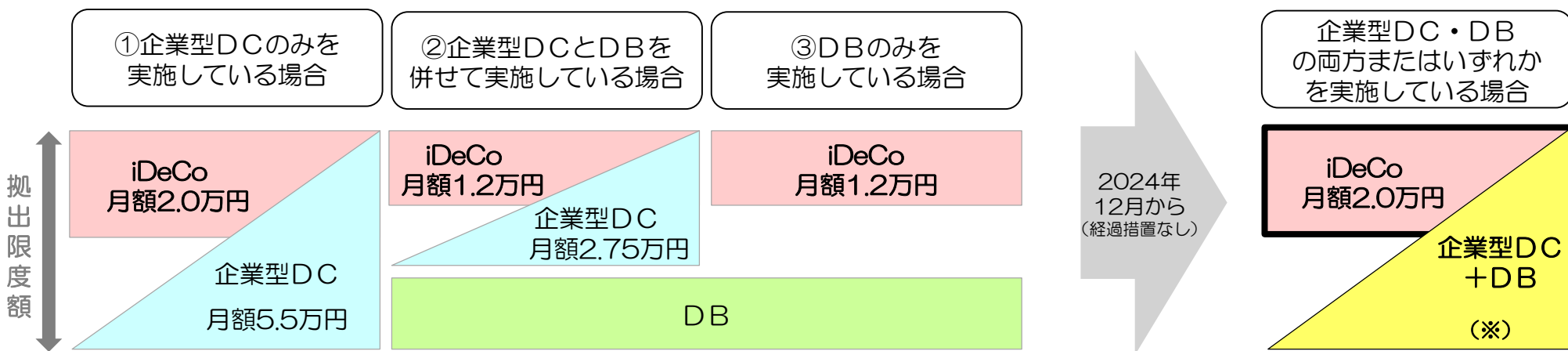
## 【iDeCoの拠出限度額（見直し内容）】

iDeCoの拠出限度額 《上限：月額2.0万円》

$$= \text{月額5.5万円} - (\text{企業型DCの事業主掛金額} + \text{DBの他制度掛金相当額})$$

【2022年10月施行の法改正（企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和）を反映】

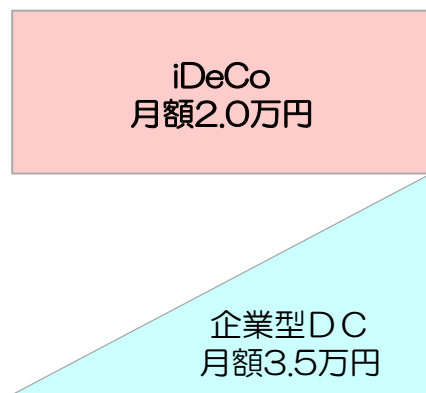
【見直し後】



- ※1. 企業型DCの拠出限度額＝月額5.5万円－DBの掛金相当額
- ※2. 企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額の合計が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。
- ※3. DBを実施していない場合、DBの掛金相当額はありませぬ。
- ※4. DBには拠出限度額がござりませぬ。

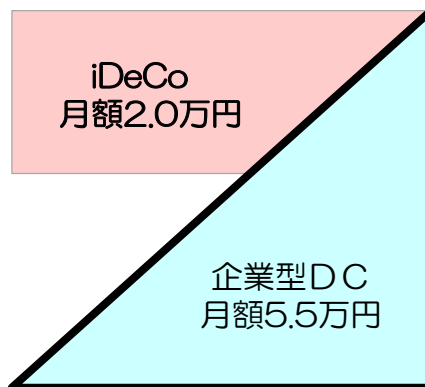
## <ケース①> 企業型DCのみを実施している場合

【現 行】



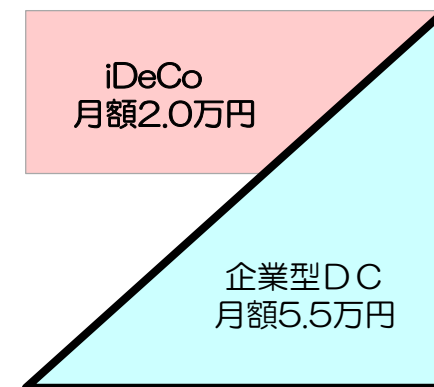
- iDeCoの加入を可能とする企業型DCの規約の定めが必要
- iDeCoの拠出限度額は一律月額2.0万円

【2022年10月~】



- 企業型DC規約の定めなく、iDeCoへの加入が可能
- 企業型DCの事業主掛金が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減

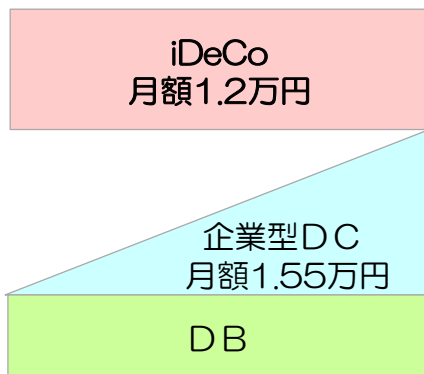
【2024年12月~】



(同左)

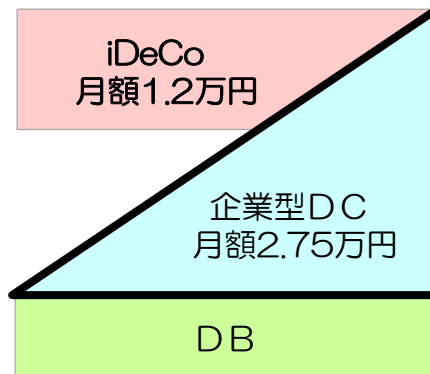
## <ケース②> 企業型DCとDBを併せて実施している場合

【現 行】



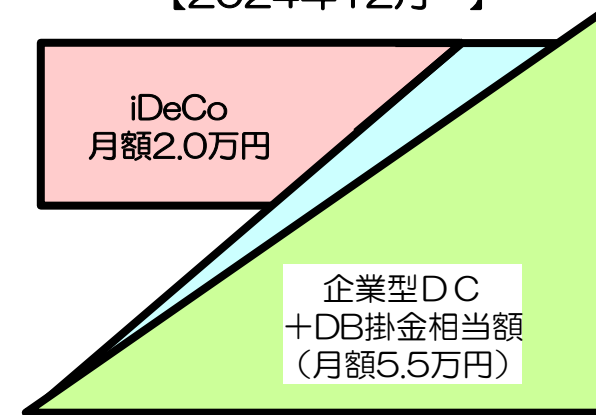
- iDeCoの加入を可能とする企業型DCの規約の定めが必要
- iDeCoの拠出限度額は一律月額1.2万円

【2022年10月~】



- 企業型DC規約の定めなく、iDeCoへの加入が可能
- 企業型DCの事業主掛金が1.55万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減

【2024年12月~】



- 企業型DCの事業主掛金とDB掛金相当額の合計が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減

**【注意】** このステップにおいて、DBの他制度掛金相当額が2.75万円を超える場合には、DB加入者のiDeCo掛金額が従前より縮小または拠出できなくなる場合があります。

### 《 iDeCoへの掛金拠出ができなくなる場合の対応策 》

- ① iDeCoへの掛金拠出ができなくなる方については、iDeCoの資産を企業型DCに移換することができます。
- ② DB規約に受換の定めがあれば、iDeCoの資産をDBに移換することができます。
- ③ そのままiDeCoの運用指図者となることもできますが、加入者個人が手数料を負担し続けることとなります。

<ケース③> DBのみを実施している場合

【現 行】

iDeCo  
月額1.2万円

DB

- iDeCoの拠出限度額は一律月額1.2万円

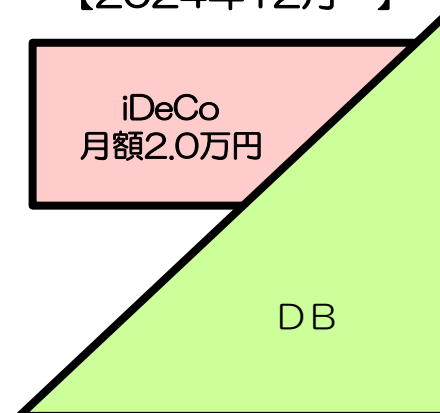
【2022年10月~】

iDeCo  
月額1.2万円

DB

(同左)

【2024年12月~】



- DBの他制度掛金相当額が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減

**【注意】** このステップにおいて、DBの他制度掛金相当額が4.3万円を超える場合には、DB加入者のiDeCo掛金額が従前より縮小または拠出できなくなる場合があります。

《 iDeCoへの掛金拠出ができなくなる場合の対応策 》

- ① DBのみに加入している者のうち、iDeCoの掛金拠出ができなくなる方については、iDeCoの資産額が一定額（25万円）以下である、等の要件を満たした場合に脱退一時金の受給が認められます。
- ② DB規約に受換の定めがあれば、iDeCoの資産をDBに移換することができます。
- ③ そのままiDeCoの運用指図者となることもできますが、加入者個人が手数料を負担し続けることとなります。

- DBの「他制度掛金相当額」は、「従業員の将来の給付水準」に対して「事業主がその時点で拠出したとみなされるもの」として算定するよう、算定省令(\*)で定められました。
- 具体的には、①各DBの基礎率等を用いて「標準的な給付水準」を算出し、②そこから予定利率による利子分を控除したものを月額換算することで、DCと比較可能な毎月定額その他制度掛金相当額を算定します。

※「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」

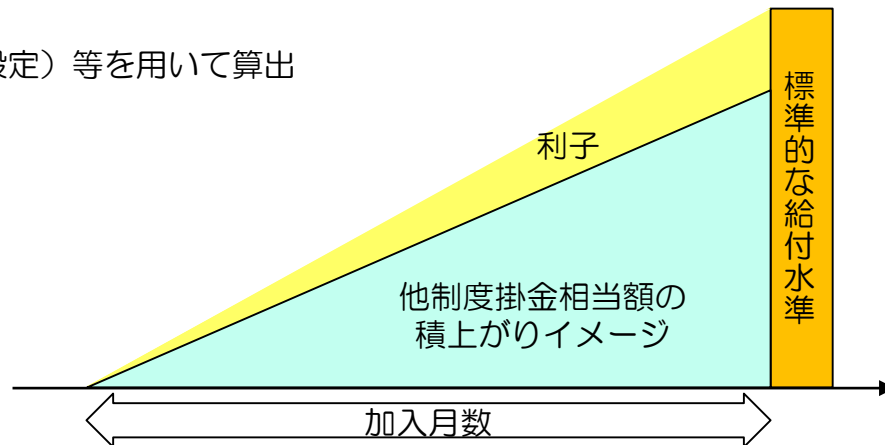
## ①DBの標準的な給付水準を算出

○以下の基礎率（標準掛金を計算する際に、加入者集団の実績に基づき設定）等を用いて算出

- ・ 予定新規加入年齢
  - ・ 最終年齢（退職年齢）
  - ・ 予定昇給率（加入者期間中の給与等）
  - ・ 予定脱退率
  - ・ 予定死亡率
- 等

## ②給付水準から利子分（各DBの予定利率）を控除し、月額換算して他制度掛金相当額を算定

- 加入年齢方式の標準掛金を計算する手法に類似
- 他制度掛金相当額は、毎月定額とすることで、DCとの比較を可能とする



- なお、算定省令および関連通知等では、例えば以下のような内容が定められています。（具体的な算定方法については次ページ以降参照。）
- ・ 他制度掛金相当額は、「掛金の拠出に関する事項」としてDB規約に定める。
- ・ 他制度掛金相当額は、簡易基準のDBを除き年金数理人の確認を必要とする。
- ・ 他制度掛金相当額は、財政再計算ごとに見直す。（リスク分担型企業年金の他制度掛金相当額は、リスク分担型企業年金掛金額のうち標準掛金額に相当する額を見直さない限り、一定とする。）
- ・ グループ区分（同じ基礎率を用いて財政運営・掛金設定を行っている単位）ごとに他制度掛金相当額を算定する。
- ・ 他制度掛金相当額は、500円未満の端数を切捨て、500円以上1,000円未満の端数は1,000円に切上げて、1,000円単位とする。等

- DBの他制度掛金相当額は、財政方式ごとの算定式により財政運営単位で算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定することとされています。
- 財政方式ごとの算定方法は下表のとおりです。

## 【財政方式ごとの他制度掛金相当額の算定方法（算定式）】

財政方式等	算定方法（算定式） 【月額換算した額を使用】
加入年齢方式	$\frac{\text{標準的な加入者の給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$
開放基金方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間に係る給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$
閉鎖型総合保険料方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間に係る給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$
上記のいずれにも該当しない財政方式	上記の算定式に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額
簡易な基準に基づくDB	$\frac{\text{標準掛金額}}{\text{加入者数}}$ ※直近の財政計算の計算基準日時点の数値で算定

- ・存続厚生年金基金の他制度掛金相当額は、厚生年金代行部分がないものとしてDBの算定方法と同様の財政方式ごとの算定式により算定。
- ・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金の他制度掛金相当額、および国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合の共済掛金相当額は、DBの算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣告示により定めるものとされています。

○施行日（2024年12月1日）前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBおよび  
 存続厚生年金基金における他制度掛金相当額は、簡易な基準に基づくDBにおける算定方法と同様の、  
 下表の方法に基づき算定することができることとされています。

## 【経過措置に基づく算定方法】

制度	経過措置に基づく算定方法（算定式） 【月額換算した額を使用】
DB	$\frac{\text{標準掛金額}}{\text{加入者数}}$ <p>※直近の財政計算の計算基準日時点の数値で算定</p>
存続厚生年金基金	$\frac{\text{標準掛金額(免除保険料額を除く)}}{\text{加入員数}}$ <p>※直近の財政計算の計算基準日時点の数値で算定</p>

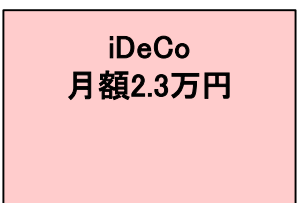
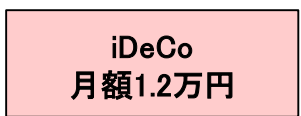
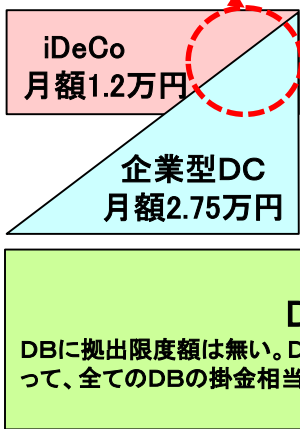
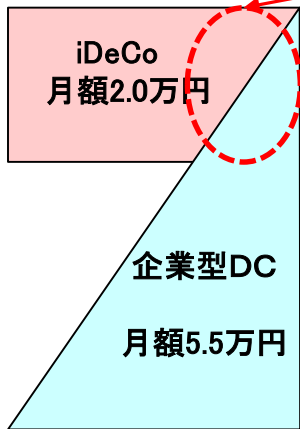
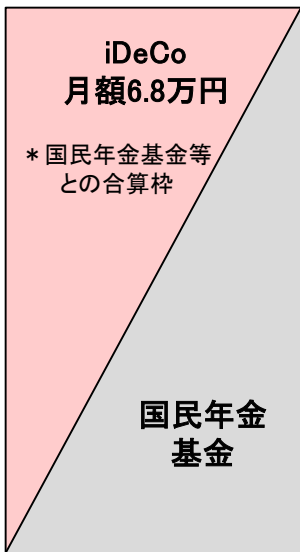
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

●iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めと事業主掛金の上限引下げは、不要。  
 ●事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額)が3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金  
第1号被保険者

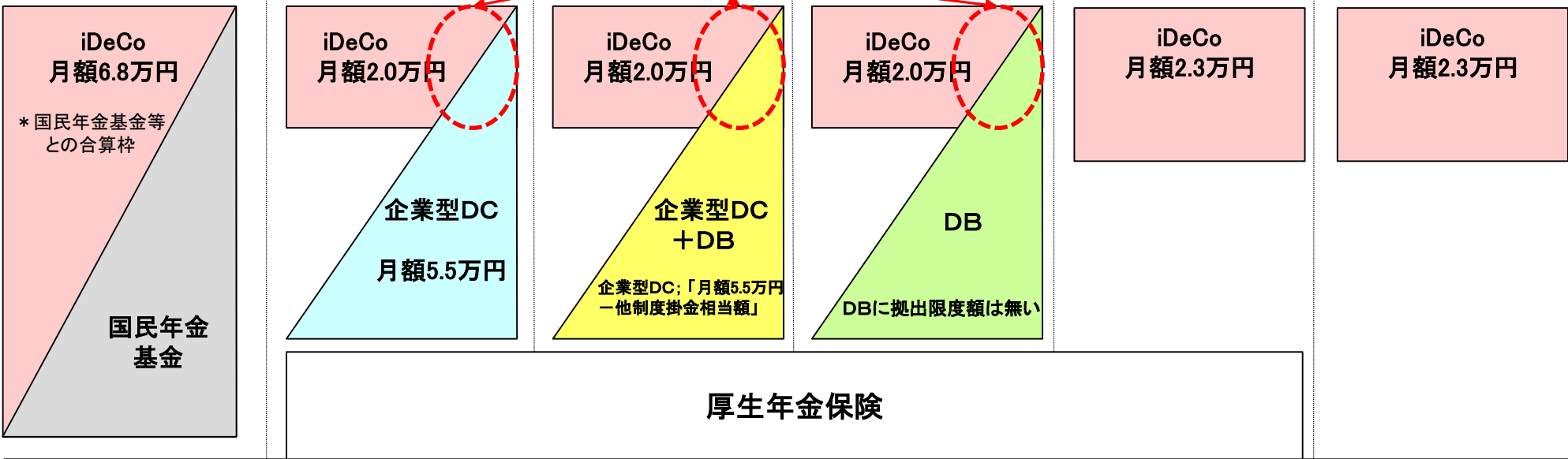
国民年金  
第2号被保険者等

国民年金  
第3号被保険者

※1 月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。  
 ※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。  
 ※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

- ①企業型DCのみに加入
- ②企業型DCと、DB等の他制度に加入
- ③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）
- ④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

●企業年金（企業型DC・DB）に加入する者の iDeCoの拠出限度額を公平化。  
 ●事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



国民年金(基礎年金)

国民年金 第1号被保険者      国民年金 第2号被保険者等      国民年金 第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。  
 施行（2024年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。  
 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か iDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。  
 ※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。  
 出所：厚生労働省HPより作成